

在宅育児世帯支援給付金制度

子育て世帯への経済的支援のため、1歳になるまでの赤ちゃんを家庭で育児する保護者に対して、赤ちゃん1人あたり1か月3万円を支給します。

《支給対象者》

町内に在住し、1歳未満の赤ちゃんを家庭で育児している保護者

▼ただし、以下の方は対象になりません。

- ・赤ちゃんを保育所等に預けている方
- ・勤務先から育児休業給付金等を受給している方
- ・生活保護を受給している方
- ・里帰り出産等で一時的に町内に居住している方

※復職された等の理由で育児休業給付金を受給しなくなった方も当事業の対象者になります。詳しくは子ども未来課窓口へご相談ください。



《支給対象となる期間と申請期日》

対象者区分	対象期間	申請期日(※)
町内で生まれた赤ちゃんの保護者	出生月の翌々月から1歳の誕生日の前月まで(最長10か月)	出生月の翌月末日まで
転入した赤ちゃんの保護者	申請月の翌月から1歳の誕生日の前月まで	転入した月の末日まで

(※)期日以降に申請された場合は、申請日の翌月からが対象期間となります。

《支給金額》赤ちゃん1人につき、1か月30,000円

《支給時期》

7, 10, 1, 4月に、前月分までを支給

- ・4~6月分→7月支給
- ・7~9月分→10月支給
- ・10~12月分→1月支給
- ・1~3月分→4月支給



《手続き方法》申請書類を役場子ども未来課へ提出してください。

《申請に必要なもの》

- ・申請書(役場子ども未来課窓口、又は町ホームページでダウンロードできます)
- ・保護者(両親)の雇用保険の被保険者証、又は健康保険証の写し
- ・振込口座の通帳

《その他》この給付金は課税対象ですので、確定申告をお願いします。

詳しくは、役場子ども未来課子育て支援係 (TEL 73-1424) へお問い合わせください。